



原田 一則 議員
(灘会)



一般質問

■被災した危険空き家について

震災で被災した空き家への対応を問う！

質 震災により多くの空き家が被災し、隣家に傾いている事例が能登島にも数件ある。所有者は数十年前に転居しており、その所も分からないのが現状である。隣家の方は、いつ倒れてくるのか、この冬の積雪も大変心配している。町会としても、対応できずに手をこまねいている状態である。震災により被災した空き家の解体について、行政の対応を伺う。

答 危険空き家の対応については、市のガイドラインに基づき、危険空き家に認定されれば、所有者が補助金申請を行い、解体工事を行う流れとなる。この補助金制度は、老朽危険空き家等を解消する支援制度で、市が認定した老朽危険空き家等に対して解体費の一部を補助するもので、補助率は解体費の2分の1、木造住宅で最大50万円である。

また、所有者へ通知文書を送付しても全く改善されない場合は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき管理不全空き家として指導・勧告を行い、固定資産税優遇措置の停止の手続を進める対応となる。指導・勧告を行っても全く改善されない場合は、特定空き家に認定した後、最終的には行政代執行による解体への手続で対応していくことになる。

また、震災によって被災した危険空き家についても同様の手続で対応している。なお、公費解体の申請期限内で所有者が不明の危険空き家については、所有者不明建物管理制度を活用し、危険空き家の解消に取り組んでいる。



徳田 正則 議員
(新政会)



一般質問

■浄化槽復旧工事の補助申請、期限を延長

被災された市民が安心して申請できるように！

質 合併浄化槽の復旧工事の補助申請の期限が令和8年3月31日で終了するが、まだ復旧工事を行っていない市民が大勢いる。工事業者の人員不足により期限までに工事を完了する見込みが立たないとの声もある。こうした状況を踏まえ、被災者の意向に沿って申請期限を延長するべきと考えるが、市長の見解を伺う。

また、自費解体工事においても、1月31日期限終了ではなく、柔軟な対応が必要と考えるが、考えを伺う。

答 一般住宅における個人設置型の浄化槽は、市内に約4,800基あり、このうち591基の被災を確認している。11月末現在で工事が完了し、申請されたものが288件である。残り303件であるが、この中には、工事が完了し、申請書類を作成中のもや工事の中のものも含まれている。現在までの申請状況や業者からの申請期間延長の問合せがあることから、今年度の補助金申請の終了は難しいと考えており、申請期間を令和9年3月31日まで延長することで準備を進めている。

また、自費解体の償還申請期限については、令和8年1月31日までに延長したところであり、償還手続に要する期間等を考慮して、逆算して、可能な限りの延長期間を設定したものである。現時点で自費解体の申請を検討している方については、その状況、予定等をぜひ早めに窓口のほうに相談していただきたい。